平成２６年（フ）第３７５号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１－６－402
債務者　宮　　重樹
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８６号
横浜市中区松影町４丁目14番地18　幸福荘312号室
債務者　平安山良全
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９５号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸２丁目３番２号　岩瀬テラスハウス101
債務者　宇都木　隆
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５号
北海道旭川市豊岡４条６丁目２番11号　フォーキッズ202
債務者　沼澤美保子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
北海道旭川市東光６条２丁目２番９号　ほんだハイツ201号
債務者　三原　　瞳
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６号
静岡県浜松市中区小豆餅２丁目13番２号　小豆餅東海ハイツ３－Ｃ、前住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目38番15―201号　アーバンライフ小豆餅
債務者　鈴木多恵子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
静岡県浜松市浜北区染地台２丁目31番25号　Ｎｏｒｔｈ　Ｖｅｒｕｓｈｉｎａ301
債務者　赤根　和子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
住民票上の住所静岡県浜松市南区若林町2186番地の１
債務者　大石　鈴恵
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
釧路市大楽毛１丁目７番19号　ドゥエルシーランド101号室
債務者　佐藤　哲朗
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後１時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２４年（フ）第８５８号
福岡市南区五十川２丁目29番３号
破産者　有限会社谷運送
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０号
群馬県沼田市下沼田町189番地の１
破産者　株式会社林農園
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
大分市中央町１丁目３番11号凛セントポルタビル
破産者　株式会社サンプラス
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０１８号
福岡市南区高木１丁目７番19―302号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区五十川２丁目24番12号
破産者　谷　　光男
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３号
山梨県上野原市川合3705番地
破産者　久島　弘昌
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
静岡県袋井市堀越1065番地の１
破産者　加藤　芳有
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係